

## 射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における親世帯等が居住する住宅のリフォーム工事等を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより、空き家の発生防止、定住人口の増加及び地域活性化を図ることを目的として、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号）で定めるもののほか、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅等 次のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分がなく、専ら居住の用途だけに供される一戸建ての住宅

イ 店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分と居住の用途に供する部分が併存している住宅で、居住の用途に供する部分の床面積が2分の1以上を占める一戸建ての住宅

(2) 親世帯等 親世帯、祖父母世帯等直系尊属の世帯をいう。

(3) 子世帯 直系卑属の世帯をいう。

(4) 同居 直系卑属の世帯が直系尊属の世帯の居住する住宅等に住所を有し、居住することをいう。

(5) リフォーム工事等 増築、改築若しくは模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

(6) 市内の事業者 住宅関連の工事を業としている業者のうち、市内に本店、支店若しくは営業所等を有している法人又は市内に住所を有する個人をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、親世帯等と子世帯が同居のために住宅等のリフォーム工事等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金は、補助の対象が重複する他の射水市の補助制度を重複して交付することができない。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 親世帯等が住宅等を所有していること。
- (2) 親世帯等と5年以上同居していない子世帯で、前号の住宅等のリフォーム工事等以後、親世帯等と新たに同居する世帯であること（当該世帯の全員が当該住宅等のリフォーム工事等の着工日3か月前から当該工事完了後6か月を経過する日までに同居する場合を含む。）。
- (3) リフォーム工事等の契約者であること。
- (4) 第8条第1項に規定する補助金の交付決定日から5年以上同居を継続する意思を有すると認められる世帯であること。
- (5) 世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (6) 外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が法令に基づき日本国に永住権を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者であること。
- (7) 世帯の全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助金対象工事）

第5条 補助金の交付対象となるリフォーム工事等（以下「対象工事」という。）は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を満たす工事で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請をした日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日以後に契約し、工事完了後に費用の支払を完了させ、かつ、申請日の属する年度の3月31日までに第10条に規定する実績報告書を提出すること。
- (2) 対象工事に要する費用の合計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下「対象費用」という。）が、50万円以上であること。
- (3) 市内の事業者が施工すること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関連法令の基準を満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、対象工事としない。

- (1) 敷地造成、附属屋、門、塀その他外構工事
- (2) 賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅等の工事
- (3) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (4) 災害等による保険給付金の対象となる工事
- (5) 親世帯等及び前条に規定する補助対象者の世帯に属する者が自ら施工する工事（その者が代表である法人事業者が施工する場合を含む。）
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅等に係る工事

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象費用に5分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォーム工事等の着工前に、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 対象工事を行う住宅等の位置図
- (3) 申請日の属する年度の固定資産税課税台帳の写し又は建物の登記事項証明書若しくはその写し
- (4) 対象工事の契約書(申請者が当該契約者であるものに限る。)の写し
- (5) 対象工事の内容が分かる図面
- (6) 対象工事の明細書(対象工事と対象外工事を区別すること。)
- (7) 対象工事を行う住宅等の着工前の写真
- (8) 世帯全員の完納証明書
- (9) 親世帯等と子世帯の続柄が分かる戸籍謄本
- (10) 親世帯等及び子世帯の戸籍の附票
- (11) 誓約書(様式第3号)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付の決定をし、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、当該申請者の居住の実態等について調査を行うことができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」

という。)が当該決定に係る補助金の交付を辞退する場合は、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金交付辞退届(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第10条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、工事完了の日から起算して1か月を経過した日又は申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に係る領収書の写し
- (2) 対象工事の完了後の写真
- (3) 交付申請後に工事内容に変更があった場合は、その変更内容が分かる図面等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金額確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた交付決定者は、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、延滞なく補助金を交付するものとする。

(調査等)

第12条 市長は、リフォーム工事等に関して、必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、射水市親・祖父母と暮らす住宅リフォーム等支援事業補助金返還命令書(様式第9号)により行うものとする。

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該返還命令を受けた金額を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第5条関係)

対象工事	条件
住宅等の改築	既存住宅等の建替えに限り対象とする。
居住部分の増築	
屋根、外壁、室内の改装及び間取り変更	増築部以外の屋根及び外壁は含まない。 車庫及び物置は除く。
サンルームの増築・改修	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備及び電気・ガス設備	内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合に限り対象とする。
浴室、トイレ、台所等の水まわりの増築・改修	
断熱改修	